

〔国民年金 事例1〕

＜社会保険庁の記録＞

	S51～		現在
申立者(妻)	納付済	未納 3か月	納付済
配偶者(夫)	納付済		

申立内容の分類	保険料の納付の有無
申立内容	30年以上、国民年金保険料を納付してきたが、自分の年金記録を確認したところ、自分の分が途中3か月間だけ未納となっていた。ずっと夫婦の分を一緒に納付していたのだから、夫の分が納付済みとされていながら、自分の分だけ未納となっているわけではなく、支払ったことに間違いはない。
資料の収集	・社会保険庁に対し、申立人及び配偶者の国民年金保険料の納付状況及び厚生年金保険の加入状況を確認する。
積極的事情	・3か月の申立期間を除けば、30年以上にわたり、未納期間が存在しない。 ・夫には、妻の申立期間も含めて、未納期間は存在しない。
消極的事情	・領収証その他支払いに関する証拠は存在しない。
方向性	申立期間を除けば、長期間継続して納付しているにもかかわらず、1回かつ短期間の未納期間が存在すること自体が不自然で、納付があった可能性が高いものと考えられる上、同居している夫には、妻の未納期間も含めて未納期間が全く存在しないことを考慮すれば、特段の事情のない限り、申立どおり、納付があったものと認めることができるのではないか。

〔国民年金 事例2〕

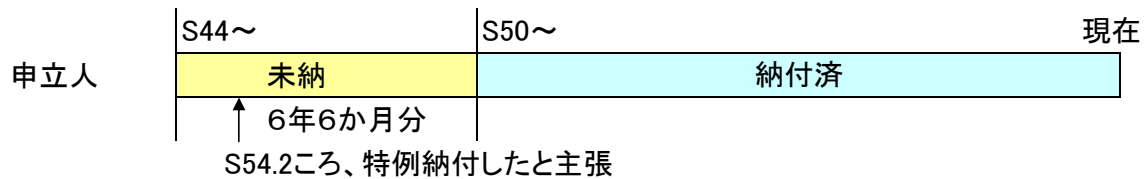
＜社会保険庁の記録＞

申立人	S51～		現在
	納付済	未納 1年	納付済

申立内容の分類	保険料の納付の有無
申立内容	30年以上国民年金保険料を納付してきたが、途中1年間が未納となっていた。未納となっていた期間は、自治会の役員が集金に来てくれていたので、支払ったことに間違いない。
資料の収集	・申立人に対し、当時の保険料徴収に関する自治会関係者の証言がないか、その他参考資料がないか確認する。
積極的事実	・申立期間を除けば、30年以上、未納が存在しない。 ・当時の自治会役員から、「当時、確かに自治会でまとめて国民年金保険料を徴収し、納付していた。その期間は、自治会の誰かが未納となったことはないので、申立人にも未納があるはずがない。」旨の証言が得られた。 ・市に保存されていた資料等により、当時市から上記自治会役員に対し、保険料徴収事務が委託されていた事実が確認できた。
消極的事実	・領収証その他支払いに関する直接証拠は存在しない。
方向性	申立期間以外には、30年以上未納が存しないこと、申立人が保険料を納付していた旨の自治会役員の証言があり、当該自治会役員が、当時保険料徴収事務を委託されていたことは資料により裏付けられていることを考慮すれば、特段の事情のない限り、申立期間全体について、納付があったものと認めることができるのではないかと判断される。

〔国民年金 事例3〕

＜社会保険庁の記録＞



申立内容の分類	特例納付の有無
申立内容	・昭和54年2月に、市役所職員から、遡って保険料を支払うことができると聞き、それまで未納だった期間全部の保険料31万2000円を支払ったことを覚えており、未納であるはずがない。
資料の収集	・申立人に対し、納付に関する出金状況を記載した預金通帳や家計簿等がないか等を確認する。
積極的事情	・申立人が納付したと主張する時期は、実際に特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も、当時支払ったとした場合の保険料の金額と一致するなど、申立内容が合理的である。 ・外見、内容等から当時作成されたものと考えられる家計簿の昭和54年2月の欄に、「保険料31万2000円」との記載があり、当時支払いがなされた場合の保険料と金額が一致する。 ・昭和54年2月に、30万円が引き出された預金通帳が存在する。 ・申立に係る特例納付を除き、現在まで未納が存在しない。
消極的事情	
方向性	申立に係る特例納付以外には、継続して保険料を納付している上、保険料支払いに関する家計簿の記載が、特例納付ができる時期、金額と合致しており、それを裏付ける預金通帳も存在することから、特段の事情のない限り、納付があったものと認めてよいのではないかと。